

## 小山町文化芸術振興基本計画（案）の概要

### 【小山町文化芸術振興基本計画とは】

文化芸術は日常生活の満足度を高め、より豊かな人生を送るため欠くことのできないものであり、文化財や伝統芸能は郷土に対する誇りや愛着感を育むものです。これらを踏まえ、令和3年3月に「小山町文化芸術振興条例」を制定しました。本計画は同条例第9条に基づき、これからの文化芸術施策の方向性を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に策定するものです。

### 【主な内容】

#### ①目指す将来像（基本目標）

##### 「文化芸術の薫るまち おやま」

小山町の風土と歴史が育んだ伝統や文化に誇りを持ちながら、日々の暮らしの中で文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるまちを目指します。

#### ②基本方針と基本施策

①の目指す将来像（基本目標）に向けて、2つの基本方針を定め、9つの基本施策を展開していくことを目指します。

##### 1. 文化芸術を担う人財づくり

- 1-1 鑑賞機会の提供、充実
- 1-2 体験機会の提供、充実
- 1-3 成果発表の機会の提供、充実
- 1-4 子どもや若者への文化教育の充実
- 1-5 伝統的な文化の継承、発展

##### 2. 文化芸術を身近に感じるまちづくり

- 2-1 既存活動団体の体制強化
- 2-2 公共施設等の有効活用
- 2-3 歴史文化資源の有効活用
- 2-4 文化交流の推進